

「テールゲートリフター特別教育」のご案内

令和6年2月1日以降は、テールゲートリフター(労働安全衛生規則第151条の2第7号の貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトをいう。以下同じ)の操作の業務(貨物自動車に荷を積む作業又は貨物自動車から荷を卸す作業を伴うものに限る。)は特別教育が必要となります。つきましては、テールゲートリフター特別教育を実施する事となりましたので、この機会にご検討頂けますようご案内いたします。

1. 開催日時及び会場

① 日時 令和 6 年 10 月 29 日

② 日時 令和 6 年 11 月 12 日

会場 秋田テルサ

秋田市御所野地蔵田3-1-1

※①~③とも同じ会場になります



2. 募集定員各 40 名 ◎定員になり次第締切となります。

3. 申込締切日 ① 令和 6 年 10 月 10 日

② 令和 6 年 10 月 23 日

※ 締切日が過ぎていても受付できる場合がございますので、ご希望の方はご連絡下さい。

4. 講習科目及び時間

時 間	講 習 科 目
8:30 ~ 8:50	受 付
9:00 ~ 9:30	関 係 法 令
9:30 ~ 10:00	テールゲートリフターに関する知識
10:05 ~ 11:05	
11:10 ~ 12:10	テールゲートリフターによる作業に関する知識
13:00 ~ 14:00	
14:15 ~ 16:20	テールゲートリフターの操作の方法(実技)

5. 申込方法

所定の申込書に記入し、6ヶ月以内に撮影した写真1枚(縦3.0cm×横2.4cm・裏面に氏名記入)を貼り付けし、**本人確認書類**(氏名・生年月日・現住所を確認できるもの)のコピーを添え当事務所へご持参または郵送してください。

※ FAXでの予約・受付は、いたしておりませんのでご了承ください。

——統合修了証について——

当事務所が交付した他の安全衛生教育修了証をお持ちの方は、今回の講習修了時に1枚のカードの修了証に無料でまとめることができます。統合を希望する全ての修了証のコピーを申込時に添付し、修了証は講習初日に持参してください。

6. 受講料・テキスト代(消費税込)・郵送料

○ 受 講 料 16,500円【当協会会員 14,300円】

○ テキスト代 957円

○ 修了証送付に関しましては、請求書をもってお知らせいたします。

受講料等につきましては、前納となっておりますので請求書の期日までお振込をお願いいたします。振込手数料は、お客様にてご負担をお願いします。

受講票は、請求書等と共に ① 10 月 10 日 ② 10 月 23 日 頃に発送予定です。

※ 振込後の受講料は、原則として返還出来ませんのでご注意ください。

「秋田労働局長登録教習機関」

公益社団法人 **ボイラ・クレーン安全協会** 秋田事務所
〒010-0001 秋田市中通二丁目4-19 商工中金・第一生命秋田ビル9階
電話 (018) 832 - 3542 FAX (018) 831 - 8386 E-Mail:akita@bcsa.or.jp